

「導水路はいらない！ 愛知の会」ミニ通信

＜送付先：原告会員 92名＞ No.14 (2012. 8. 21)

残暑お見舞い申し上げます

今国会、自民党野田派に転落した民主党政権は、政権公約に違反の「消費税増税」法案を強行採決しました。「社会保障」のためと言いつつ、法案付則 18 条 2 項には“増税分を公共事業などに流用できる”規定が盛り込まれ、本家自民党は“10 年で 200 兆円分を確保”と豪語しています。

一方、“人からコンクリートへ”先祖返りの民主党では、昨年末に建設再開の「ハッ場ダム」に続き、福井・足羽ダムの「凍結」解除を国交相が最終判断しました。「導水路」をめぐる状況に注意し、“中止”を求める声を広げましょう。

—「導水路」裁判・原告のみ参加が可能！—

◇ お願い 第 2 回進行協議に積極参加を!

秋に予定の次回「口頭弁論」を前に、第 2 回が開かれます。

- | | |
|-------|--|
| ◆と き | 9月25日(火)午後3時00分～
(※午後2時30～40分・1階ロビー集合) |
| ◆と ころ | 事務棟 (庁舎東側部分)・第411号審尋室 |
| ◆協議内容 | ① 原告側は、本件裁判の争点について裁判長あて上申書で説明を行う (30分程度)
② 人証調べの方法、尋問などについて協議 |

◇ 裁判は、「進行協議」で新たな段階へ！

提訴から丸3年、双方の主張はほぼ出尽くし、山内元岐大教授や富樫岐大教授ら専門家証人と、大村知事や河村市長ら当事者的証人の尋問をどうするか段階に入りました。

4月に新任の女性裁判長による第1回「進行協議」(原告のみ参加が可能！)が6月に行われ、

- ① 証人喚問の方法、
- ② 今後の裁判の流れなどの概要を協議しました。

「進行協議」は引き続き、第2回目が9月25日(火)に行われ、

- ① 原告側は本件裁判の争点を裁判長に説明し、
- ② 人証調べの方法・尋問や、次回(第16回)「口頭弁論」の開廷期日

などの詳細を協議の予定です。

〒467-0853 名古屋市瑞穂区内浜町1-15

(加藤 伸久方)「導水路はいらない！愛知の会」

TEL・FAX (052) 811-8069

携 帯 090-3445-5913